

右の者に対する兇器準備集合、公務執行妨害被告事件（昭和五〇年（あ）第二七一号）について、昭和五〇年一〇月三〇日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、申立人本人、弁護人林宰俊、同寺光忠、同野村政幸、同太田惺、同高野洋一、同渡辺邦守から異議の申立があつたので、当裁判所はこれを理由あるものと認め裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

主 文

原決定の理由中「弁護人高野洋一、同寺光忠、同林宰俊、同野村政幸、同太田惺連名の上告趣意」とある部分を「弁護人渡辺邦守、同高野洋一、同寺光忠、同林宰俊、同野村政幸、同太田惺連名の上告趣意」と改め、原決定添付の上告趣意書中冒頭から三行目に「弁護人高野洋一、同寺光忠、同林宰俊、同野村政幸、同太田惺（昭和五〇年五月一四日付）」とあるのを、「弁護人渡辺邦守、同高野洋一、同寺光忠、同林宰俊、同野村政幸、同太田惺の上告趣意（昭和五〇年五月一四日付）」と改める。

昭和五〇年一一月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	吉	田	豊
裁判官	岡	原	昌 男
裁判官	大	塚	喜 一 郎
裁判官	本	林	譲